

紀州材をふんだんに使った健やかな住まい

～りんくうモデルハウス「木組みを魅せる家」～

協同組合 紀州産直住宅

関西空港りんくうハウジングパークに、ひときわ目を引く木造住宅のモデルハウスがあります。和歌山県産の杉や檜をふんだんに使った「木の住まい」は、今や健康対策の視点からも注目を集め再評価が高まっています。

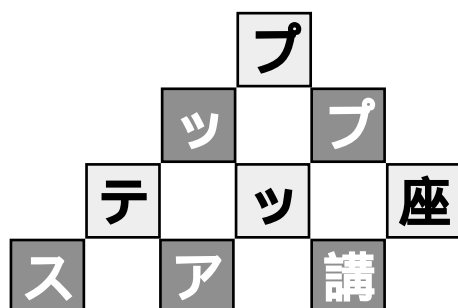
協同組合紀州産直住宅は、生産地からの良質材の供給、建築家、工務店等とのネットワークを駆

使し、ふるさとの木の良さを活かした家づくりに取り組んでおり、このりんくうハウジングパークと阪南市桜ヶ丘にモデルハウスを設置。いずれにも月平均約100名の来場者が訪れ、木の香りとあたたかさに包まれた紀州の家の評判は上々です。

木と土にこだわった紀州産直住宅の本物志向は、年間10棟という着工件数にも表れているように、人と環境にやさしい家を丁寧に作り続けているのです。



協同組合 紀州産直住宅 御坊市名屋町三丁目7番地6
TEL 0738-32-2266 FAX 0738-22-3182



労務管理のチェック

長引く景気低迷の中で、昨今の経営環境、雇用環境は非常に厳しい状況にあります。企業組織の再編、企業の合理化、リストラ、雇用形態の多様化、日本型終身雇用制の崩壊、年功序列型賃金から能力・成果主義による賃金制度への移行など労使ともにかつて経験したことのない苦難の道を歩んでいます。

また、働く人の価値観の多様化や働き方・雇用形態の多様化（パートタイマー、嘱託、契約社員、派遣社員等）によって、従来の画一的な集団管理から一人ひとりを見つめた個別管理にウエイトをおかなければ、全体の人事労務管理がうまくいかない時代になっています。

このような経営・雇用環境の中で、解雇や労働条件の引下げ（サービス残業、賃金カットなど）等、個々の労働者と事業主との間で紛争が増加しており、労働者が労働基準監督署などに駆け込む、また、労働組合？が色々な形で関わって、事業主が予期しない経済的損失や精神的苦痛を伴うケースも増えてきました。

従って、こういった労使間のトラブルを未然に防止するために、自社の労務管理の現状等について、今一度、再チェックして、不備な箇所等があれば早急に改善しておく必要があります。以下、自社の労務管理に関して、自己点検をするに当たってのチェックポイントを、3回にわたって述べてみたいと思います。

1．就業規則は作成されていますか？

就業規則は、賃金や労働時間などの労働条件や労働者が守らなければならない規律その他就業に関する事項を定めた「職場の法律」です。

就業規則の作成に当たっては、当然、法令を遵守しなければなりませんので、中小企業の経営者にとって少しハードルの高い面（労働時間・休日や年次有給休暇の記載等）もあるようです。また、「規則めいたもの」を自分の会社に持ち込むことを嫌う経営者の方も

おられます。

しかし、何事でもそうですが、2人よれば、何らかのルールが必要になってきます。

労基法上は、常時10人以上（パート等を含む）使用している事業主に就業規則の作成義務と労働基準監督署への届出義務を課しています（第89条）が、10人未満であっても（2人以上であれば）、是非とも作成されることをお勧めします。

2．就業規則は周知されていますか？

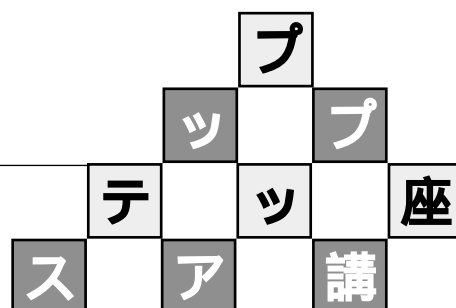
就業規則は作成されていても、「金庫の中、社長の机の引き出しの中」、「従業員は自由に見られない。何処にあるのかさえ分からない」といったケースも見られます。これでは、就業規則を作成した意味がありません。

就業規則は、経営者が“自分の経営に対する考え（思い）”を従業員に示す手段でもあります。就業規則は、従業員に周知して始めて生きてきます。

各人に就業規則を交付するか、従業員の見やすい場所に備え付けておくようにしましょう。

ポイント

社会保険労務士 富 永 博



3．就業規則の適用範囲は明確になっていますか？

今後ますます、非正規社員（パートタイマー、アルバイト、嘱託、臨時、契約社員、派遣社員等）が増え、全体に占める正社員のウエイトは少なくなっていくものと思われます。

「誰に（どんな雇用形態の人に）どの規定が適用されるのか」を明確にしておかなければ、トラブルの元となります。

パートタイマー等の適用については、正社員の実業規則を準用し、一定の事項については特別の規定を

加える、別に規則（例えば、パートタイマー就業規則等）を作成する方法があります。各企業の状況によって一概には言えませんが、の別規則にした方がすっきりし、運用もしやすいのではないのでしょうか。

なお、今まで社内になかったパートタイマーを新たに雇用した場合で、パートタイマー用の就業規則がなければ、正社員用に作成されている就業規則が、そのままパートタイマーにも適用されることがありますので注意が必要です。

4．就業規則は自社の実態に合っていますか？

「ずっと以前に作成したままで、今まで一度も改訂がされていない」、また、「よその会社の就業規則をほとんど丸写し」といった就業規則をよく見かけます。

就業規則は「生き物」です。年月が経てば、記載内容も変わってきます。労働基準法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法など法律の改正に伴う変更をタイムリーに行うことはもちろん、常に、自社の実態に見合ったものにしておかなければなりません。

実務の上からも、労使間にトラブルが生じた時、まず、判断の基準になるのは就業規則です。「就業規則ではどうなっているのか」、「どのように規定されているのか・・・」がポイントになってきます。

年に一度、就業規則の見直し・整備をする時期を決めて、常に就業規則をアップ・ツー・デートなものにしておくように努めてください。

5．採用時に労働条件を明示していますか？

正社員、パート等を問わず、労働者の雇入れに当たって、労働契約の期間、仕事をする場所と仕事の内容、始業・終業時刻や残業の有無、休日、休暇等、賃金（賃金の決定、計算・支払の方法、賃金の締切日・支払日）、退職に関する事項については、書面の交付により明示しなければなりません（第15条）

「文書化・書面化」に抵抗感のある経営者もおられ

ますが、労働条件を明記した書面を採用時に交わさなかったばかりに、後でトラブルとなるケースがよく見受けられます。

採用時や契約の更新時には、必ず、労働条件通知書（雇入通知書）を交付するか、労働契約書を交わすようにしましょう。

中小企業 経営革新支援事業のご紹介

● 中小企業経営革新支援事業とは・・・

中小企業が新商品の開発、商品の新たな生産の方式の導入、その他の事業活動を通じて経営の向上を図る手助けを行います。

Step1

そのために中小企業者には、経営の向上を図るための「中小企業経営革新計画」を作成してもらいます。

Q．どのような計画を作れば良いのでしょうか？

次の新たな取組みによって当該中小企業の事業活動の向上に資するものです。

中小企業支援機関等が作成のご協力をします。

新商品の開発又は製造

新役務の開発又は製造

商品の新たな生産又は販売の方式の導入

役務の新たな提供の方式の導入

その他の新たな事業活動

Step2

都道府県知事が承認します。

新たな取組みとは、個々の中小企業者にとって新たなものであれば、既に他社において採用されている技術・方式を活用する場合も原則として対象となります。

また、設備の高機能化や共同化が依然として、大きな経営課題となっている場合、設備の高機能化や共同化によって新たな生産方式を導入し、生産やサービス供給効率を向上するための取組みも承認対象となります。

更に、事業活動全体の活性化に大きく資する生産や在庫管理のほか、労務や財務管理等経営管理の向上のための取組みについても、広い意味での商品の新たな生産方式、あるいは役務の新たな提供方式等として承認対象となります。



Q．承認されたらどうなるのですか？

- 政府系中小企業金融機関の低利融資制度（注1）
- 設備投資減税等の税制の特例制度
- 中小企業信用保険の別枠が利用できる特例制度（注1）
- 補助金制度（注1）
- 新規成長分野雇用創出特別奨励金（平成13年10月1日から適用）（注2）等が利用できます。

注1：別途審査があります。

注2：奨励金について詳しくは（財）高年齢者雇用開発協会又は最寄りのハローワークへ

● 経営の向上とは何をもって証明すれば良いのでしょうか？

経営の向上の程度を示す指標としては、

付加価値額

1人当たりの付加価値額

を使います。

付加価値額 = 営業利益 + 人件費 + 減価償却費



経営の向上の程度を示す具体的な数値は、上記の又はのどちらかの数値について、承認申請直近1年間と一定期間経過後の額を比較して、一定率以上伸びている必要があります。

5年計画の場合	15%以上
4年計画の場合	12%以上
3年計画の場合	9%以上

Q. 計画の作成を手助けしてくれるのでしょうか？

本会連携支援部、和歌山県商工労働部・新産業室にご相談下さい。担当者が親切に対応します。

また、和歌山県中小企業支援センター、地域中小企業支援センター（和歌山、橋本・伊都、紀南）商工会、商工会議所等においても中小企業者の方の経営革新計画作成を支援する体制ができてあがっています。

● 対象となる中小企業者は次の方々です。

製造業、建設業、運輸業その他の業種（下記以外）	資本金3億円以下又は従業員300人以下
ゴム製品製造業 （自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	資本金3億円以下又は従業員900人以下
卸売業	資本金1億円以下又は従業員100人以下
サービス業（下記以外）	資本金5千万円以下又は従業員100人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	資本金3億円以下又は従業員300人以下
旅館業	資本金5千万円以下又は従業員200人以下
小売業	資本金5千万円以下又は従業員50人以下

中小企業者として対象となる組合及び連合会

組 合 及 び 連 合 会	中 小 企 業 者 と な る 要 件
事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会	特になし
生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会、酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会、内航海運組合、内航海運組合連合会	直接又は間接の構成員の2/3以上が中小企業者であること

（注）1. 企業組合及び協業組合も中小企業者として対象となります。

2. 社団法人は、中小企業者には該当しませんが、民法第34条の規定により設立された社団法人のうち、その直接又は間接の構成員の2/3以上が中小企業者であるものについては、対象として含めることとしています。この要件を満たす社団法人と前述の中小企業者とをあわせて「中小企業者等」と呼ぶこととしています。

担当窓口

和歌山県商工労働部新産業室

〒640-8585 和歌山市小松原通り1-1

073-441-2757（直通）

中小企業支援センター

（財）和歌山県中小企業振興公社

073-432-3413

和歌山県中小企業団体中央会 連携支援部迄

073-431-0852



緊急雇用創出特別奨励金



ワークシェアリングを実施して雇用を 維持・創出する事業主の方々に支援します

緊急対応型ワークシェアリング制度（＊）を導入し、中高年の非自発的失業者等を雇い入れた場合に、制度導入に係る奨励金と雇い入れに係る奨励金が支給されます。

（＊）緊急対応型ワークシェアリングとは？

生産量が減少し雇用過剰感を抱える企業において、雇用を維持するための緊急的な措置として、労使の合意により、所定労働時間（又は所定外労働時間）の短縮とそれに伴う賃金の減額を行うことです。

1. 支給対象となる事業主

- （１）緊急雇用創出特別奨励金の支給対象となる要件を備えていること。
- （２）労使の合意により労働時間の短縮とそれに伴う賃金の減額を行うこと。
- （３）事前に「緊急対応型ワークシェアリング導入計画」（以下「計画」といいます。）を作成し、都道府県労働局長に提出・受理されていること。

【計画認定の要件】

最近3ヶ月間の生産量が前年同期に比べ増加していないこと。
最近6ヶ月間で事業主都合による解雇を行っていないこと。
労使の合意により所定（又は所定外）労働時間の短縮とそれに伴う賃金の削減等のワークシェアリングを実施すること。

- （４）計画提出後6ヶ月間に、ハローワークまたは民間職業紹介機関の紹介により、30歳以上60歳未満の非自発的失業者等を雇い入れること。
- （５）計画提出後支給までの間に、事業主都合による解雇を行っていないこと。
- （６）ワークシェアリング導入後において所定又は所定外労働時間が増加していないこと（所定外労働時間を短縮するワークシェアリングを導入した事業所にあつては、所定外労働時間が週1時間以上減少していること。）

- （１）計画提出後の最初の雇い入れに際し、事業所の規模（労働者数）に応じて支給します。

300人以下の事業所 50万円

301人以上の事業所 120万円

- （２）雇い入れた労働者1人につき次の区分に応じて支給します。

一般被保険者（短時間労働者以外）として雇い入れる場合 30万円

一般被保険者（短時間労働）として雇い入れる場合 15万円

6ヶ月以上の有期雇用により一般被保険者（短時間労働者以外）として雇い入れる場合
（中小企業に限ります。） 15万円

- （１）計画を作成したら都道府県労働局に提出して下さい。
- （２）計画は、原則としてワークシェアリングを実施する前に提出して頂きます。
- （３）計画の提出にあわせて、労使協定（三六協定を含む。）就業規則等を提出して頂きます。

- （１）奨励金の支給は都道府県高年齢者雇用開発協会に申請して下さい。
- （２）申請は、対象労働者を雇い入れた日の3ヶ月後から起算して1ヶ月以内に行って頂きます。

計画の作成・提出、奨励金の支給申請等についての詳しい内容は、都道府県高年齢者雇用開発協会または都道府県労働局にお尋ね下さい。

中小企業大学校関西校の研修ご案内

戦略的財務の実践法～デフレ時代を生き抜くための財務体質転換～

研修内容 本コースでは、財務諸表の構造と関連付け、種々の財務分析法から利益・資金計画の作成、管理会計、財務戦略に至るまで、リンクさせて学ぶことにより実践能力を体得していただきます。

なお、本研修はパソコン（表計算ソフト“エクセル”）を使って行いますが、その操作は数字を主とした入力とクリックが中心ですのでパソコン初心者の方にも受講しやすくなっております。

カリキュラムの概要

5 月	経営活動の結果としての財務の仕組みを理解する	貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書を中心に相互の関係と、経営資源の主役が資産や設備などの「モノ」から資金の「カネ」に移ってきていることを理解していきます。
	パソコン活用による財務分析を学ぶ	財務諸表を、経営比率分析、損益分岐点分析の財務分析手法を用いて分析し、財務内容の特徴を多面的に掴みます。
	自社の財務分析を行う	ここでは、ここまで学んだ手法を用いて、実際に自社の財務分析をチャレンジします。

↓
自社の財務分析結果を自社に持ち帰り、インターバルを活用し、その内容を検討し、財務上の課題の抽出とその改善策を立案しておきます。

6 月	経営改善策を検討する（個別面談）	自社に持ち帰って検討してきた課題と改善策を、講師のアドバイスを得て、とりまとめます。
	利益計画・資金計画の作成方法	自社の将来計画は、目標を実現するためのプロセスづくりです。ここでは目標実現に必要な利益計画・資金計画をどのように作成するかを修得し、さらに、自社の利益計画・資金計画も策定し、将来の財務状況をいろいろとシュミレーションし、実現のためのステップ（財務戦略）を検討してみます。

↓
利益計画・資金計画の内容を自社に持ち帰り、インターバルを活用し、実現可能性を含め様々な視点から検討するとともに、望まれる将来の自社の財務状況とそのためのステップ（財務戦略）を整理します。

7 月	自社の利益計画・資金計画を策定する（個別面談）	自社に持ち帰って検討してきた将来の財務状況とそこに至るステップを、講師のアドバイスを得て、よりブラッシュアップし、計画を完成させます。
	計画達成のための管理会計を学ぶ	将来の計画を“絵に描いた餅”にしないため、随時プロセスをチェックするための管理会計は、重要な意味を持ちます。ここでは、実践的な管理手法を学びます。
	今後の経営と財務戦略を学ぶ	最後にまとめとして、ステークホルダー（各利害関係者）に対するディスクロージャー、連結決算制度、時価会計制度など中小企業にも影響が及ぶ新たな会計制度及び多様化する資金調達も視野に入れ、今後の財務戦略を考えます。

研修期間 平成15年5月13日（火）～ 5月15日（木）
6月17日（火）～ 6月19日（木）
7月22日（火）～ 7月24日（木）

定員 30名

受講料 70,000円（税込）

～ 国の中小企業人材養成機関～ 中小企業大学校 関西校

〒679-2282 兵庫県神崎郡福崎町高岡

TEL . 0790-22-5931

FAX . 0790-22-5941

E-mail : kansai-kenshu@jasmec.go.jp

URL : <http://inst.jasmec.go.jp/kansai>



和歌山県の中小企業融資制度



この制度は、中小企業の事業活動に必要な資金を県と金融機関が協調して融資することにより、その経営の安定、体質の強化、近代化及び合理化を図り、もって中小企業の発展に資することを目的としています。今年度の改正点としては、緊急

制度名	資金区分	融資対象	資金使途	融資限度額
中小企業振興資金融資	一般貸付資金	県内の中小企業者で、保証協会の保証対象となる方	設備近代化、経営の改善及び合理化の促進等に必要な設備資金	所要資金の90%以内で、5,000万円
			事業活動に必要な運転資金	5,000万円 (小企業者は500万円)
	特別小口融資資金	次のいずれにも該当する方 1 小規模事業者(従業員数20人以下、ただし商業、サービス業は5人以下)の個人、法人、事業協同小組合又は企業組合 2 1箇年以上引き続き県内において同一の業種に属する事業を行っている方 3 税額のある次の諸税のいずれかを完納している方 (ア)源泉徴収による所得税以外の所得税(法人の場合は、法人税) (イ)事業税 (ウ)県民税又は市町村民税の所得割又は法人税割 4 協会保証付きの債務(特別小口を除く。)がない方	設備資金 運転資金	中小企業信用保険法第3条の3第1項に規定する額 (現行1,250万円)
季節中小企業融資	夏季資金	県内の中小企業者で、保証協会の保証対象となる方 受付期間 平成15年6月2日から平成15年7月31日まで	運転資金	1,000万円
	年末資金	県内の中小企業者で、保証協会の保証対象となる方 受付期間 平成15年10月1日から平成15年11月28日まで	運転資金	1,000万円
中小企業経営安定融資	経営安定資金	1 中小企業信用保険法第2条第3項第1号から第8号までの規定に基づく特定中小企業者に該当し、事業活動に支障を生じている方 2 事業活動に支障を生じているものとして知事が定める方 3 (財)和歌山県中小企業振興公社に下請企業として登録している中小企業者であって、別途定める取扱基準に基づく同公社理事長の証明を受けた方 (BSE企業者とは、保険法第2条第3項第2号でBSE関連の一連の影響を受ける事業者等と、また、同第5号でBSE関連の指定業種に該当する事業者でそれぞれ当該認定を受けた方をいう。)	運転資金	2,000万円
			設備資金 (小企業者で事業所の新築及び増改築に必要な資金に限る。)	2,000万円
	災害復旧対策資金	災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める災害の復旧に要する資金であり、当該資金の		
中小企業組織強化融資	協同組合等育成強化資金	次のいずれにも該当する方 1 中小企業団体の組織に関する法律に基づく組合、その他商工中金の融資対象となる組合及びこれらの組合員 2 和歌山県中小企業団体中央会の指導員による指導を継続して受けている団体又はその構成員にあっては、中央会会長の推薦を受けた方	福利厚生施設設備資金、設備近代化資金、組合共同施設設備資金、協業化諸施設設備資金 運転資金	1組合当たり1億円 1組合員当たり5,000万円
中小企業特別資金融資	新規開業支援資金(A型)	経験や資格等を生かして、独立して新たに事業を開始しようとする方(開業後1年未満の方を含みます。)で、次のいずれかに該当する方 1 法律に基づく資格を有し、その資格を生かして事業を開始しようとする方 2 特許法、実用新案法又は意匠法に基づく出願公告又は設定の登録を受けた技術をもって新たに事業を開始しようとする方 3 同一企業に継続して3年以上、かつ同一業種に通算して7年以上勤務し、退職後1年以内に同一業種の事業を営もうとする方(法人役員経験者を含みます。)	設備資金	所要資金の70%以内で1,000万円 IT関連設備資金は別に500万円
			運転資金	所要資金の70%以内で500万円
	新規開業支援資金(B型)	独立して創業しようとする方(開業後1年未満の方を含みます。)で、次のいずれかに該当する方 1 事業を営んでいない個人で、創業に関する具体的な計画を有し、1か月以内に個人で創業しようとする方 2 事業を営んでいない個人で、創業に関する具体的な計画を有し、2か月以内に会社を設立して創業しようとする方 3 中小企業者である会社が新たに設立する会社で、創業に関する具体的な計画を有する方 4 事業を営んでいない個人が創業し、創業後1年未満の方 5 事業を営んでいない個人が設立した会社で、創業後1年未満の会社 6 会社が自らの事業を継続しつつ新たに設立した会社であって、創業後1年未満の会社	設備資金 運転資金	自己資金相当額以内で、1,500万円

経済対策資金の融資枠の拡大、一般貸付資金（小企業者）・環境保全施設整備資金の創設、融資利率の改正、信用保証料率の改正、経営安定資金におけるBSE企業者枠の設定等があります。

融 資 利 率	信 用 保 証	信用保証料率	融資期間	償 還 方 法	保証人・担保	取 扱 金 融 機 関	申 込 先
年1.6% (小企業者は 年1.4%)	要	年0.7% ～1.05%	10年以内 6年以内	割賦償還	保証協会及び 取扱金融機関 の所定の条件 による。	紀陽銀行 UFJ銀行 三井住友銀行 りそな銀行 みずほ銀行 南都銀行 泉州銀行 百五銀行 商工組合中央金庫 和歌山銀行 第三銀行 関西さわやか銀行 近畿大阪銀行 きのくに信用金庫 湯浅信用金庫 新宮信用金庫 信用組合関西興銀 ミレ信用組合 和歌山県信用農業 協同組合連合会	取扱金融機関 又は 信用保証協会
年1.5%	要	不要	6年以内	割賦償還	保証協会及び 取扱金融機関 の所定の条件 による。	紀陽銀行・UFJ銀行 三井住友銀行・りそな銀行 みずほ銀行・南都銀行 泉州銀行・百五銀行 商工組合中央金庫 和歌山銀行・第三銀行 関西さわやか銀行 近畿大阪銀行 きのくに信用金庫 湯浅信用金庫 新宮信用金庫	県商工金融課 又は 振興局 地域行政課
その都度定める	必要に応じ要	年0.7% ～1.05%	1年以内	割賦償還	保証協会及び 取扱金融機関 の所定の条件 による。	紀陽銀行・UFJ銀行 三井住友銀行・りそな銀行 みずほ銀行・南都銀行 泉州銀行・百五銀行 商工組合中央金庫 和歌山銀行・第三銀行 関西さわやか銀行 近畿大阪銀行 きのくに信用金庫 湯浅信用金庫 新宮信用金庫	県商工金融課 又は 振興局 地域行政課
年1.2% (小企業者及び BSE企業者は 年1.0%)	要	年0.7% ～1.05% (BSE企業者は 年0.29%)	6年以内 7年以内	割賦償還 (据置2年以内)	保証協会及び 取扱金融機関 の所定の条件 による。	紀陽銀行・UFJ銀行 三井住友銀行・りそな銀行 みずほ銀行・南都銀行 泉州銀行・百五銀行 商工組合中央金庫 和歌山銀行・第三銀行 関西さわやか銀行 近畿大阪銀行 きのくに信用金庫 湯浅信用金庫 新宮信用金庫	県商工金融課 又は 振興局 地域行政課

適用については、その都度別途定める。

年1.6% (小企業者は 年1.4%)	必要に応じ要	年0.7% ～1.05%	設備資金 10年以内 運転資金 7年以内	割賦償還	保証協会及び 取扱金融機関 の所定の条件 による。	商工組合中央金庫	中小企業 団体中央会 又は 商工組合 中央金庫
年1.5%	要	年0.95% ～1.05%	7年以内 5年以内	割賦償還 (据置1年以内) 割賦償還 (据置6か月以内)	保証協会及び 取扱金融機関 の所定の条件 による。	紀陽銀行 南都銀行 商工組合中央金庫 和歌山銀行 きのくに信用金庫 湯浅信用金庫 新宮信用金庫	県商工金融課 又は 振興局 地域行政課
年1.6%	要	年0.7%	7年以内 5年以内	割賦償還 (据置1年以内) 割賦償還 (据置6か月以内)	保証協会及び 取扱金融機関 の所定の条件 による。	紀陽銀行、UFJ銀行、三井住 友銀行、りそな銀行、みずほ 銀行、南都銀行、泉州銀行、 百五銀行、商工組合中央金庫、 和歌山銀行、第三銀行、関西 さわやか銀行、近畿大阪銀行、 きのくに信用金庫、湯浅信用 金庫、新宮信用金庫、近畿産 業信用組合、ミレ信用組合	取扱金融機関

制度名	資 金 区 分		融 資 対 象	資 金 使 途	融 資 限 度 額
中小企業特別資金	離職者創業支援特別資金		雇用保険受給中（申請中も含む）であり、離職票により倒産又は事業主からの働きかけによる離職（重責解雇を除く）であることを確認できる方で、新たに事業を開始しようとする方	設備資金	1,000万円 IT関連設備資金は別に 500万円
				運転資金	500万円
	緊急経済対策資金	長期	次のいずれかに該当する方 1 最近3か月の平均売上高が前年若しくは2年前又は3年前の同期の月平均売上高に比して5%以上減少している方 2 前号に該当する方のうち、減少率が10%以上の方で、平成13年12月までに借り入れた不況対策特別資金（平成12年度までの同資金の返済用資金を含んだ融資金を除く。）の返済のための資金繰りに支障を生じており、本制度の融資金で返済をすることにより資金繰りの改善が図られる方	運転資金	3,000万円
		短期一般	県内の中小企業者で、保証協会の保証対象となる方	運転資金	1,000万円
		短期売債	県内の中小企業者で、保証協会の保証対象となる方	運転資金	3,000万円
	連鎖倒産防止資金	破産、民事再生手続開始、更生手続開始、整理開始若しくは特別清算開始の申立て（以下「破産等の申立て」といいます。）を行った企業又は銀行取引停止処分を受けた企業（以下「倒産企業」といいます。）との取引で次のいずれかに該当する方のうち、倒産企業が破産等の申立てを行った日又は銀行取引停止処分を受けた日から1年以内に融資申込みを行う方 1 倒産企業に対して50万円以上の売掛金等の未収債権（以下「未収債権」といいます。）を有する方 2 倒産企業に対して50万円未満の未収債権しか有していないが、全取引額のうち倒産企業との取引額が20%以上の方	運転資金	3,000万円	
	金融取引安定化特別資金	破綻金融機関等の取引中小企業者で、当該金融機関が発行する事業資金取引証明書で貸出等について正常な取引関係にあることの証明を受けられる方	運転資金	2,000万円	
	中小企業成長支援融資	ベンチャー企業支援資金		設備資金	1組合当たり2億円 （うち運転資金は1億円） 1企業当たり1億円 （うち運転資金は5,000万円）
		運転資金			
経営革新支援資金		設備資金	5,000万円 （うち運転資金は2,000万円）		
		運転資金			
IT投資支援資金		設備資金 （IT関連設備に限る。）	3,000万円		
ISO取得支援資金		次のいずれかに該当する方 1 国際標準化機構が制定した国際規格（ISO9000又はISO14000シリーズ）の認証（以下「認証」といいます）を取得するために設備の導入又は改修をおこなう方 2 認証取得のための審査登録費用、コンサルタント費用等を必要とする方		設備資金	2,000万円 （うち運転資金は1,000万円）
				運転資金	
環境保全施設整備資金	和歌山県環境保全施設整備資金融資借入申込に係る対象施設認定要領に基づく対象施設の申請を行い、知事の認定を受けた方で、当該申請に従って対象施設の整備を実施する方		設備資金	所要資金の90% 以内で5,000万円	

信用保証料については、有担保保証の場合0.95%、無担保保証の場合1.05%の料率が（但し、それぞれについて過去の返済が順調であった事業者については、0.05%、そのうち、貸出リスクの小さい事業者については、さらに0.05%を割り引いた料率が）また、セーフティネット保証に該当する場合0.7%の料率が適用される。但し、これは保証協会による保証承諾時に事業者毎に決定される。

融 資 利 率	信 用 保 証	信用保証料率	融資期間	償 還 方 法	保証人・担保	取 扱 金 融 機 関	申 込 先	
年1.0%	要	年0.95% ～ 1.05%	7 年 以 内	割賦償還 (据置2年以内)	不要 (ただし、会社代 表者は連帯保 証人とします)	紀陽銀行 UFJ銀行 三井住友銀行 りそな銀行 みずほ銀行 南都銀行 泉州銀行 百五銀行 商工組合中央金庫 和歌山銀行 第三銀行 関西さわやか銀行 近畿大阪銀行 きのくに信用金庫 湯浅信用金庫 新宮信用金庫 近畿産業信用組合 ミレ信用組合	県商工金融課 又は 振興局 地域行政課	
			5 年 以 内	割賦償還 (据置1年以内)				
年1.0%	要	年0.7% ～ 1.05%	7 年 以 内	割賦償還 (据置1年以内)	保証協会及び 取扱金融機関 の所定の条件 による。			紀陽銀行 UFJ銀行 三井住友銀行 りそな銀行 みずほ銀行 南都銀行 泉州銀行 百五銀行 商工組合中央金庫 和歌山銀行 第三銀行 関西さわやか銀行 近畿大阪銀行 きのくに信用金庫 湯浅信用金庫 新宮信用金庫 近畿産業信用組合 ミレ信用組合
年0.8%	要	年0.7%～1.05%	1 年 以 内	割賦償還				
年0.8%	要	年0.7%	1 年 以 内	金融機関の所定の条件				
年1.0%	要	年0.7% ～ 1.05%	7 年 以 内	割賦償還 (据置1年以内)	保証協会及び 取扱金融機関 の所定の条件 による。		紀陽銀行、UFJ銀行、三井住友銀行、 りそな銀行、みずほ銀行、南都銀行、 泉州銀行、百五銀行、商工組合中央 金庫、和歌山銀行、第三銀行、関西 さわやか銀行、近畿大阪銀行、きの くに信用金庫、湯浅信用金庫、新宮 信用金庫	県商工金融課 又は 振興局 地域行政課
年1.6%	要	年0.7% ～ 1.05%	5 年 以 内	割賦償還 (据置6か月以内)	保証協会及び 取扱金融機関 の所定の条件 による。			
年1.6%	要	年0.7%～1.05% (無担保無保証人 保証の場合は年 1.2%)	10 年 以 内	割賦償還 (据置2年以内)	保証協会及び 取扱金融機関 の所定の条件 による。			
			7 年 以 内	割賦償還 (据置1年以内)				
年1.6%	要	年0.7% ～ 1.05%	7 年 以 内	割賦償還 (据置1年以内)	保証協会及び 取扱金融機関 の所定の条件 による。			
			5 年 以 内	割賦償還 (据置6か月以内)				
年1.0%	要	年0.7% ～ 1.05%	7 年 以 内	割賦償還 (据置1年以内)	保証協会及び 取扱金融機関 の所定の条件 による。	紀陽銀行 UFJ銀行 三井住友銀行 りそな銀行 みずほ銀行 南都銀行 泉州銀行 百五銀行 商工組合中央金庫 和歌山銀行 第三銀行 関西さわやか銀行 近畿大阪銀行 きのくに信用金庫 湯浅信用金庫 新宮信用金庫 近畿産業信用組合 ミレ信用組合		
年1.6%	要	年0.7% ～ 1.05%	7 年 以 内	割賦償還 (据置1年以内)	保証協会及び 取扱金融機関 の所定の条件 による。			
			5 年 以 内	割賦償還 (据置6か月以内)				
年1.6%	要	年0.7% ～ 1.05%	10 年 以 内	割賦償還 (据置1年以内)	保証協会及び 取扱金融機関 の所定の条件 による。			

融資制度は、平成15年4月1日現在(金融情勢の変動により金利等を変更する場合があります。)
表中、小企業者とは、従業員数9人以下(商業、サービス業は4人以下)の個人、法人をいいます。

和歌山県人事異動

商工労働部関係

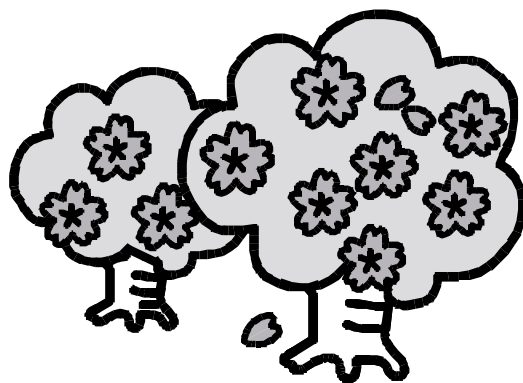
平成15年4月1日付

(入) 新 職 名	氏 名	旧 職 名
商工政策局 (県中小企業団体中央会)	川崎 弘	地方労働委員会事務局長
商工政策局 商工振興課長	西上 邦雄	文化国際課長
商工政策局 商工振興課副課長	田熊 俊明	企画総務課企画員(大阪湾 ベイエリア開発推進機構総務)
商工政策局 商工振興課主任	田中 一寿	福祉保健総務課主任
商工政策局 商工振興課主任	北山 徹	商工振興課主査
商工政策局 商工振興課主査	星加 正積	教育委員会事務局主査
商工政策局 商工振興課主査	岩井 紀生	商工振興課副主査
商工政策局 商工振興課主事	鈴木 誉也	東牟婁振興局 新宮建設部主事
商工労働部 商工政策局長	小堀 基二	政策審議室長
県参事(県経済センター 事務局長)	金沢 武治	県参事(県土地開発公社 事務局長)
商工政策局 商工労働総務課長	藁科 善崇	県立医科大学 事務局病院課長
商工政策局 商工労働総務課副課長	山下 隆之	道路建設課副課長
商工政策局商工労働 総務課選指導室長	向井 登	商工金融課主幹 (未償還金回収担当)
商工政策局 商工労働総務課長補佐	田畑 嘉信	出納室総務班長
商工政策局商工労働総務課 企画班長兼政策審議室主任	下前 英章	商工労働総務課総務班長
商工政策局商工労働 総務課融資助成班長	藤本 陽司	商工金融課融資助成班長
商工政策局 商工労働総務課主任	土井 安児	商工金融課主任
商工政策局 商工労働総務課主任	木下 敏	商工労働総務課主査
商工政策局 商工労働総務課主任	米山 光久	商工金融課主査
商工政策局 商工労働総務課主査	西 保義	商工金融課主査
商工政策局 商工労働総務課主査	友淵 淳	商工金融課主査
商工政策局 商工労働総務課主事	児嶋 均	採 用
商工政策局新産業室長	永井 慶一	企画総務課副課長
商工政策局新産業室 新事業支援班長	児玉 征也	行財政システム改革室 改革推進班長
商工政策局新産業室 立地プロジェクト班長	土井 雅史	新産業室 立地環境整備班長
商工政策局新産業室 立地環境整備班長	上西 令子	県男女共生社会 推進センター啓発課長
商工政策局 新産業室主任	飯島 孝志	新産業室主査
商工政策局 新産業室主査	上野 貴久	政策審議室主査 (地方分権研究会担当)
商工政策局 新産業室主査	城 泰成	県東京事務所主査
商工政策局新産業室 主査(株バーチャル和歌山)	阪口 公章	新産業室主査
商工政策局 新産業室主査	藤谷 宣之	新産業室副主査
商工政策局 新産業室主事	貴志 尚史	採 用
商工労働部ブランド 推進局長	溝原 聡	県参事(商工労働部付)
ブランド推進局 マーケティング企画課長	百々 薫	商工労働総務課副課長 (課長補佐待遇)
ブランド推進局マーケティング 企画課総合調整班長	高垣 憲治	商工労働総務課企画班長 兼政策審議室主任
ブランド推進局マーケティング 企画課企画管理班長	濱口 洋	海草振興局税務部 自動車税・間税課長
ブランド推進局 マーケティング企画課主任	古川 勉	農林水産総務課主査

(入) 新 職 名	氏 名	旧 職 名
ブランド推進局 マーケティング企画課主査	山本 真也	秘書課主査
ブランド推進局 マーケティング企画課副主査	北廣 桂	文化国際課副主査
ブランド推進局マーケティング 企画課副主査(樹イトーヨーカ堂に派遣)	垣内 良之	環境政策局 環境生活総務課副主査
ブランド推進局 マーケティング企画課副課長	西岡 健	西牟婁振興局 農林水産振興部副部長
ブランド推進局 マーケティング企画課主任	木原 弘晶	海草振興局 農林水産振興部主任
マーケティング企画課主査 (樹イトーヨーカ堂に派遣)	上山 茂文	日高振興局 農林水産振興部主査
ブランド推進局 マーケティング企画課主査	中尾 進哉	果樹園芸課副主査
ブランド推進局マーケティング 企画課マーケティング推進室長	南原彰一郎	有田振興局 県民行政部副部長
マーケティング推進室 マーケティング第二班長	津井 宏之	教育委員会事務局主任
ブランド推進局マーケティング 企画課マーケティング推進室主査	平田 裕昭	商工振興課主査
ブランド推進局マーケティング 企画課マーケティング推進室主査	高橋 博之	伊都振興局 県民行政部主査
マーケティング推進室 マーケティング第一班長	赤井 敬司	那賀振興局 農林水産振興部総括主任
ブランド推進局マーケティング 企画課マーケティング推進室主任	田上 伸治	水産課主任
ブランド推進局マーケティング 企画課マーケティング推進室主任	角谷 博史	農林水産総務課主査
ブランド推進局マーケティング 企画課マーケティング推進室主査	横谷 道雄	有田振興局 農林水産振興部主査
商工労働部 労働政策局長	藤田 勝康	商工労働部次長 (労働担当)
労働政策局 労働企画課副課長	野崎 廣	県立和歌山高等技術 専門学校次長総務課長事務取扱
労働政策局 労働企画課長	松木 幹裕	労政能力開発課長
労働政策局 労働企画課調査指導班長	福田 道雄	新産業室新事業支援班長
労働政策局 労働企画課労働福祉班長	西山 甚一	労政能力開発課 労働福祉班長
労働政策局 労働企画課主任	石塚 和夫	労政能力開発課主任
労働政策局 労働企画課主査	益田 宗幸	労政能力開発課主査
労働政策局 労働企画課副主査	鷲岡 一英	労政能力開発課副主査
労働政策局 労働企画課副主査	関本愉香子	労政能力開発課主事
労働政策局労働企画課 雇用推進室主幹	田上 哲也	労政能力開発課主幹
労働政策局 労働企画課主事	宮脇 智哉	採 用
労働政策局労働企画課 雇用推進室長	中野 明彦	税務課企画員 (美里町に派遣)
労働政策局労働企画課 雇用推進室就業支援班長	嶋本 昇	医務課主任
労働政策局労働企画課 雇用推進室能力開発班長	森 佳則	労政能力開発課 能力開発班長
労働政策局労働企画課 雇用推進室主任	浅井 和彦	労政能力開発課主任
労働政策局労働企画課 雇用推進室主査	伊藤 寿英	人権室主査
労働政策局労働企画課 雇用推進室主査	村上 雅彦	労政能力開発課主査
労働政策局労働企画課 雇用推進室主査	新解 美紀	労政能力開発課副主査
労働政策局労働企画課 雇用推進室副主査	奥田幾久子	人権室副主査
労働政策局労働企画課 雇用推進室副主査	上堀 公嗣	西牟婁振興局 県民行政部主事
労働政策局労働企画課 雇用推進室主事	廣谷 大樹	労政能力開発課主事

	(出) 旧 職 名	氏 名	新 職 名
商 工 政 策 局 商 工 労 働 総 務 課	県参事 (商工労働部付)	溝原 聡	商工労働部 ブランド推進局長
	商工労働総務課長	直川 興治	県立医科大学 看護短期大学部事務長
	商工労働総務課 副課長(課長補佐待遇)	百々 薫	ブランド推進局 マーケティング企画課長
	商工労働総務課企画 班長兼政策審議室主任	高垣 憲治	ブランド推進局マーケティ ング企画課総合調整班長
	商工労働総務課 総務班長	下前 英章	商工政策局商工労働総務課 総務企画班長兼政策審議室主任
	商工労働総務課主査	木下 敏	商工政策局 商工労働総務課主任
	商工労働総務課主査	成川 佳弘	計画局企画総務課主任 (大阪湾ベイエリア開発推進機構)
	商工労働総務課 現業技能員	佐野 實	退 職
商 工 政 策 局 商 工 振 興 課	商工振興課長	蓬台 孝紀	企画部IT推進局長
	商工振興課副課長	堀 全良	県公営競技事務所長
	商工振興課主査	北山 徹	商工政策局 商工振興課主任
	商工振興課主査	塩崎 卓司	環境政策局 環境生活総務課主査
	商工振興課主査	平田 裕昭	ブランド推進局マーケティング 企画課マーケティング推進室主査
	商工振興課主査	田伏 利久	伊都振興局 県民行政部主査
	商工振興課副主査	岩井 紀生	商工政策局 商工振興課主査
	商工振興課副主査	岡 靖二	総務管理局財政課副主査
商 工 政 策 局 新 産 業 室	新産業室長	北田 佳秀	政策審議室長
	新産業室 立地プロジェクト班長	松下 博行	社会福祉局障害福祉課 在宅福祉班長
	新産業室 立地環境整備班長	土井 雅史	商工政策局新産業室 立地プロジェクト班長
	新産業室 新事業支援班長	福田 道雄	労働政策局労働企画課 調査指導班長
	新産業室主任	澤崎 喜義	日高振興局建設部主任
	新産業室主査	飯島 孝志	商工政策局新産業室主任
	新産業室主査 (株)パーチャル和歌山)	松本 博文	東牟婁振興局 健康福祉部総括主任
	新産業室主査	阪口 公章	商工政策局新産業室主査 (株)パーチャル和歌山)
商 工 労 働 部	新産業室副主査	藤谷 宣之	商工政策局新産業室主査
	新産業室副主査	吉田 巧	社会福祉局 障害福祉課副主査
	商工金融課長	深日 恒昭	県消費生活センター所長
	商工金融課主幹 (未償還金回収担当)	向井 登	商工政策局商工労働総務課 償還指導室長
	商工金融課副課長	三栖 徹	河川・下水道局 生活排水課副課長
	商工金融課 指導管理班長	岡本 圭剛	県立医科大学事務局 病院課医事管理班長
	商工金融課主任	福田 光芳	教育委員会教育総務局 総務課振興班長
	商工金融課 融資助成班長	藤本 陽司	商工政策局商工労働総務課 融資助成班長
商 工 金 融 課	商工金融課主任	土井 安児	商工政策局 商工労働総務課主任
	商工金融課主査	米山 光久	商工政策局 商工労働総務課主任
	商工金融課主査	瀧本 宏	総務管理局人事課考査・ 研修室主査
	商工金融課主査	西 保義	商工政策局 商工労働総務課主査

	(出) 旧 職 名	氏 名	新 職 名
商 工 政 策 局 労 働 企 画 課	商工金融課主査	友淵 淳	商工政策局 商工労働総務課主査
	商工金融課副主査	藤戸 恵介	総務管理局 市町村課副主査
	商工労働部次長 (労働担当)	藤田 勝康	商工労働部労働政策局長
	労政能力開発課 雇用推進室長	森田 実美	観光局観光交流課長
	労政能力開発課副課長	上野 富治	社会福祉局 福祉保健総務課副課長
	労政能力開発課長	松木 幹裕	労働政策局労働企画課長
	労政能力開発課 調査指導班長	村上 真一	出納室長補佐
	労政能力開発課 雇用推進室長補佐	中田 洋	県議会事務局 調査課調査員
商 工 政 策 局 労 働 企 画 課	労政能力開発課 労働福祉班長	西山 甚一	労働政策局労働企画課 労働福祉班長
	労政能力開発課 能力開発班長	森 佳則	労働政策局労働企画課 雇用推進室能力開発班長
	労政能力開発課主任	中恵 史代	食の安全局食品安全企画課 生活衛生室主任
	労政能力開発課主任	石塚 和夫	労働政策局 労働企画課主任
	労政能力開発課主任	浅井 和彦	労働政策局労働企画課 雇用推進室主任
	労政能力開発課主査	松山 巖	有田振興局 健康福祉部主査
	労政能力開発課主査	益田 宗幸	労働政策局 労働企画課主査
	労政能力開発課主査	村上 雅彦	労働政策局労働企画課 雇用推進室主査
商 工 政 策 局 労 働 企 画 課	労政能力開発課副主査	新解 美紀	労働政策局労働企画課 雇用推進室主査
	労政能力開発課副主査	中 智子	県立医科大学副主査
	労政能力開発課副主査	鷲岡 一英	労働政策局 労働企画課副主査
	労政能力開発課主事	関本愉香子	労働政策局 労働企画課副主査
	労政能力開発課主事	梅北健一郎	総務管理局税務課主事
	労政能力開発課主事	廣谷 大樹	労働政策局労働企画課 雇用推進室主事
	労政能力開発課主幹	田上 哲也	労働政策局労働企画課 雇用推進室主幹



会員だより

WAKAYAMAテクノ・フォーラム開催

～ふるさと就職をめざす理工系学生のために～

和歌山県機械金属工業協同組合



2月26日（水）ホテルグランヴィア和歌山において「WAKAYAMAテクノフォーラム'04」が開催されました。

和歌山県機械金属工業協同組合主催によるこのフォーラムは、来春卒業予定の理工系学生のため、県下の機械金属業界を代表する優良企業14社が就職説明会を開催したものです。

当日は、112名の学生参加があり、各社の人事担当者の個別説明に対し、熱心に質疑が交わされていました。

ふるさと企業への就職によって、大企業とは違う魅力を発見し、未来を担っていこうという若者達のフレッシュな意欲が会場一杯に感じられるフォーラムとなりました。

第7回 ぶらくりマーケット開催 ～ぶらくり開花宣言～

3月21日（金）堀詰橋からぶらくり丁大通り前で恒例となったぶらくりマーケットが開催されました。ゴスペルライブや和太鼓実演などの市民パフォーマンスとともに、和歌山ブルースにちなんだ古都清乃歌謡ショーやカラオケ大会、フリーマーケットと盛りだくさんのイベント内容。

又、北ぶらくり丁商店街では、“2003／春のふれ愛セール”と題してアーケード内で様々な趣向をこらしたイベントが繰り広げられました。

子ども達へのバルーンプレゼント、七曲商店街の協力による生鮮食品の販売、餅つき大会、さつま汁の振る舞いなどなど。

ぶらくり丁では、大勢の家族連れや若者たちが思い思いの祭日のひとときを楽しんだようです。



中央会だより

～ 中央会役員会を開催～



平成15年3月5日（水）ルミエール華月殿において、中央会役員会が開催されました。

平成14年度新規加入組合の承認、補正予算案の承認等各議題について審議され、原案通り可決されました。

役員会に続いて懇親会が催され、和歌山県商工労働部の石橋部長、商工組合中央金庫和歌山支店の葉狩支店長等多数のご来賓出席のなかで、終始和やかな歓談が行われました。



～ 4月1日付中央会人事異動～

新 職 名		旧 職 名
参 事	川 崎 ひろむ 弘	県 よ り 出 向
情報総務部情報調査課長	田 中 敏 彦	連携支援部支援二課長
連携支援部支援二課長	高 橋 達 雄	情報総務部情報調査課長

青年中央会だより

～ 奈良県青年中央会との交流会開催～

3月23日（日）午後2時より「わかやま館」において和歌山県青年中央会と奈良県青年中央会との間で交流会が開催されました。

はじめに共栄布帛（株）代表取締役 上田健氏（和歌山県青年中央会副会長）により、「自社の強みを活かす経営戦略」というテーマで講演会を開催。上田氏は、社員に対して「今までと同じことをやっていたらつぶされる、失敗してもいいから新しいことに常に挑戦しよう」をスローガンにしており、共栄布帛（株）の進化としては商社経由で商品の販売を行うのではなく、直接ショップに出向き交渉を行っているところが強みであります。また、この講演を聞き、コーディネーター役を務めて頂いた有限会社ミック・ビジネスデザイン 代表取締役 岡本充智氏により共栄布帛（株）について経営分析を行って頂きました。

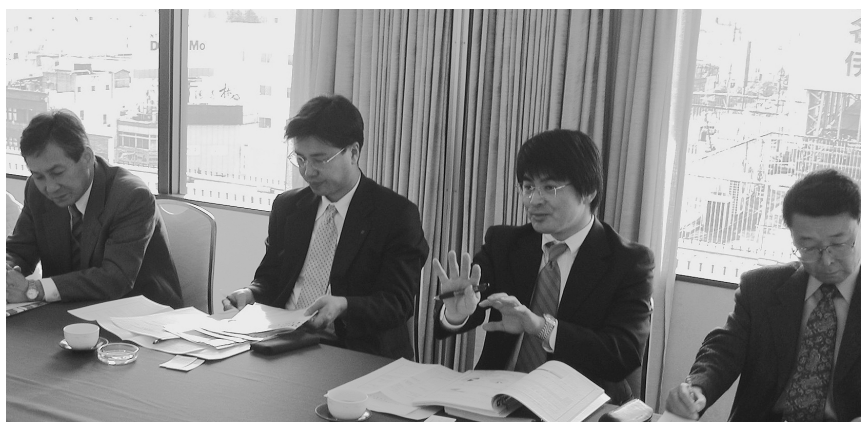


～「中央会わかやま」編集委員会開催～

3月19日（水）ホテルグランヴィア和歌山において、当会活性化情報「中央会わかやま」の第2回編集委員会を開催しました。

誌面の充実を目的に、各委員の方々のご意見を反映させていくこととし、昨年10月に第1回目を開催しましたが、今回も編集・内容などに関して様々な提案をいただきました。

新しい年度に向けて、皆様方に元気と活力を提供できるような「中央会わかやま」を目指します。



編集委員の方々 順不同

和歌山県商工労働部商工政策局商工振興課
商工組合中央金庫和歌山支店
（財）社会経済研究所
中小企業診断士・税理士
和歌山県機械金属工業協同組合

商業振興班長 藤森弘之氏
営業企画課長 森川浩伸氏
主任研究員 黒川久生氏
藤島 満氏
事務局 長 中西敏仁氏

次に、3テーブルに分かれ和歌山県と奈良県の青年部員が「自社の強みを活かす経営」というテーマで意見交換を行い、各テーブルからは数々の意見が飛び交い非常に白熱した意見交換が行われ、代表者が全員の意見をまとめ発表した後、岡本先生に経営分析をして頂きました。

また懇親会の席でも同様に意見発表・意見交換が行われました。

今回のような和歌山県と奈良県の青年部が、コーディネーターを交え、交流会を開催

したことは初めての催しであり、今後の和歌山県青年中央会の大きな発展につながると思われ、非常に充実した交流会でした。



全国の先進組合事例

アウトサイドヘルプ型からセルフヘルプ型へ

東京カットグラス工業協同組合

- | | | | |
|-------|---------|--------|---|
| ●所在地 | 東京都江東区 | ●主な業種 | ガラス製品（江戸切子）製造業 |
| ●設立 | 昭和30年3月 | ●組織形態 | 産地組合 |
| ●組合員数 | 85人 | ●専従理事 | - |
| ●出資金 | 3,080万円 | ●組合専従者 | 3人 |
| ●地区 | 東京都 | ●URL | http://www.edokiriko.or.jp/ |

経済環境の変化に対応するためメーカー依存の他力（アウトサイドヘルプ）型から自力（セルフヘルプ）型への転換を図る。ショールームの開設、イベント等への積極的参加で江戸切子をPR

江戸切子は江戸時代から続く伝統工芸であり、食器、花器、照明器具等があるが、長引く不況という外的要因により、メーカーからの委託加工量が減少している。また、中国などの外国製品との競合による価格の下落、後継者育成（技術の伝承）なども問題となっていた。

そこで、江戸切子製品の全国的PRを展開し、需要の開拓を図るため、各種展示会への出展、新作展の開催、ショールームの開設などを行ってきた。

ショールームについては、平成8年5月に組合事務所の隣に開設し、約200点の組合オリジナルの江戸切子を常設・展示している。展示商品はその場での購入ができ、記念品や贈答品、引出物用など様々な用途に対応できるよう包装や熨斗も用意し、地方発送もできるようになっている。さらに、客の希望に沿ったオリジナル江戸切子の製作も行うなど、直接販売に力を入れている。

そのほかには、展示会、イベント等に積極的に参加して江戸切子のPRに努めており、組合体制として切子部会、平物部会等を通して、技術の研鑽に努めている。

バブル崩壊という現実が引き金となり、組合員個々が危機意識を持ち、受注販売の共同化への結束が強まった。今後は組合員1人1人が営業マンという意識を持つことで、今以上に成果をあげることも可能である。また、更なる飛躍のためには、恒常的な実演販売・体験販売の実施、国の伝統的工芸品産業指定の取得など、全国的なPRに努め需要拡大を図っていくことが重要である。



◀ 切子製作風景
▼ 江戸切子



空き容器回収でまちを楽しくきれいに賑やかに！

こほくん商業協同組合

- 所在地 滋賀県東浅井郡湖北町
- 設立 平成5年8月
- 組合員数 27人
- 出資金 81万円
- 地区 東浅井郡湖北町

- 主な業種 小売業、サービス業
- 組織形態 カード組合
- 専従理事 -
- 組合専従者 -
- URL -

空き容器回収機を組合のカード事業と連携させることで環境美化と商業振興を同時に推進。 協賛店を多く持つことでカードの魅力を向上させて地元回帰の流れを大きくする

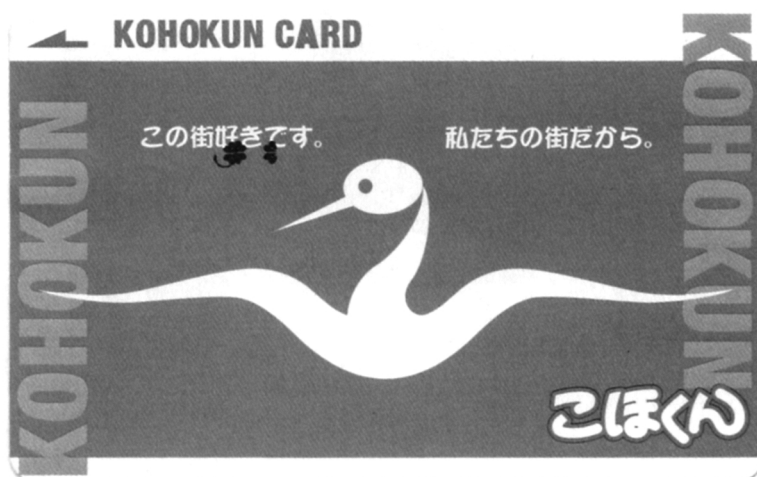
湖北町では近隣地区への消費流通が増加する一方で、投げ捨てられた空き缶の処理が地域のゴミ問題となっていた。これを憂慮した組合が、空き缶回収機を問題解決に役立てられないかと着目し、ポイント発行と回収システムを従来行っているカード事業と連動させれば、商店街振興と町のゴミ処理対策を一度に実現できるところに着目した。しかし、設備導入資金の確保が難しいことから、役場に根気よく働きかけた結果、予算化が認められて、機械の保守管理込みのリース費用は役場が負担し、カード発行費用は商工会が助成することとなり、商工会と連携して本格的に事業を開始した。

発足当初、必ずしも事業を歓迎する組合員ばかりではなかったが、回収量が増えるにつれて組合に還元される手数料収入が増加し、行政のゴミ処理負担が軽減されるなどの認識が浸透することで、前向きに取り組むようになった。

回収機は缶用とペットボトル用に2台を設置。それぞれ市販商品のバーコードで識別し、異物は返却される仕組みとなっている。缶はアルミとスチール、ペットボトルは有色と無色に分別して、同時に破砕するようになっており、カードを入れて容器を投入するとポイントが加算される。貯まったポイントは組合員店舗や様々な業種の協賛店で金券として使えるだけでなく、町内にある金融機関への預金も可能である。収容能力は各機とも3000個であるのに対し、現在一日当り空き缶は2000個、ペットボトルは1000個を回収している。町の人口に比べて回収機の設置は少ない状態であり、台数を増やして、町から出る回収可能な空き容器の50%である130万個を回収の目標としている。

臨時収入になることもあって、町婦人連合会や小学生らも強く関心を持って、回収を積極的に行うようになった。街にポイ捨ての空き缶はほとんど見られなくなったことから、公衆道徳の向上および環境美化にも寄与していると言える。また、劣化前に速やかに回収されるためにリサイクル率が高いのも特徴である。周辺自治体にも同設備の導入が検討されており、導入されればまとまった量の資源が発生されるため、取引が有利になり、飲料メーカーの協力も得やすくなることから、事務局はシステム普及にデポジット制度の導入等様々な構想を立てている。

▼ポイントカード



建築設備工事業界の生産性を向上させる画期的システム

協同組合ダックワンプロジェクト

- 所在地 福島県郡山市
- 設立 平成11年4月
- 組合員数 4人
- 出資金 100万円
- 地区 郡山市、いわき市
- 主な業種 冷暖房設備工事業 ソフトウェア業
- 組織形態 異業種連携組合
- 専従理事 -
- 組合専従者 -
- 連絡先 福島大学経済学部
- URL <http://www.duck-one.com/>

中 小企業4社が協同組合を設立して、空調設備工事に関わる機材（ダクト等）の小型携帯端末を利用した対話式受発注システム及び自律分散的生産管理システムの開発を行った

建築工事の生産性の問題は、多層下請構造の中で機材加工と施工が一括して発注され、生産が小規模に分散して合理化が進まないことに起因している。また、工事現場での機材手配は工事の進捗状況に合わせるため変更も多く、頻繁な更新が必要であった。そこで、空調設備の施工を行っている事業所が中心となってソフトウェア業、ダクト製造業、空調設備卸売業の4社が集まり、協同組合を設立した。組合では創造法の認定を受け、福島県創造技術研究開発費補助事業を2年間受けて事業を実施し、開発を行った。

開発のテーマは「空調設備工事に関わる機材（ダクト等）の小型携帯端末を利用した対話式受発注システム及び自律分散的生産管理システムの開発」である。開発では福島大学経済学部産業支援工学の星野教授と連携して、原価計算モデルを明確にし原価に対し最適な生産計画を自立的に立案できるシステム開発について支援を受けた。また、開発にあたっては各組合員から委員を委嘱し、開発委員会を設置して開発を進めていった。また、資金については、組合で創造法の認定を受け平成11、12年度の2年間福島県創造技術研究開発費補助事業による補助金と組合員からの賦課金により開発を行った。

2年間の開発によりPDA携帯端末・デスクトップ用ソフト生産工程立案システムを開発し、実証試験での修正を加えながら完成度を高めていく必要がある。組合ではホームページを立ち上げ、ここで製品のPRを行っており、同時に業界紙への掲載、全国展示会への出展等で需要開拓も同時に行うこととしている。このシステムは画期的なシステムといえ、建設業界におけるコストダウンが期待される。

▶ ▼ 組合ホームページ



障害者が商業を通じて地域経済社会への参画と自立を達成

歩みの会企業組合

- 所在地 大分県中津市
- 設立 平成7年4月
- 組合員数 13人
- 出資金 500万円
- 地区 -
- 実施事業 自然食品販売業

- 組織形態 分散型企業組合
- 専従理事 4人
- 雇用従業員数 9人
- U R L -

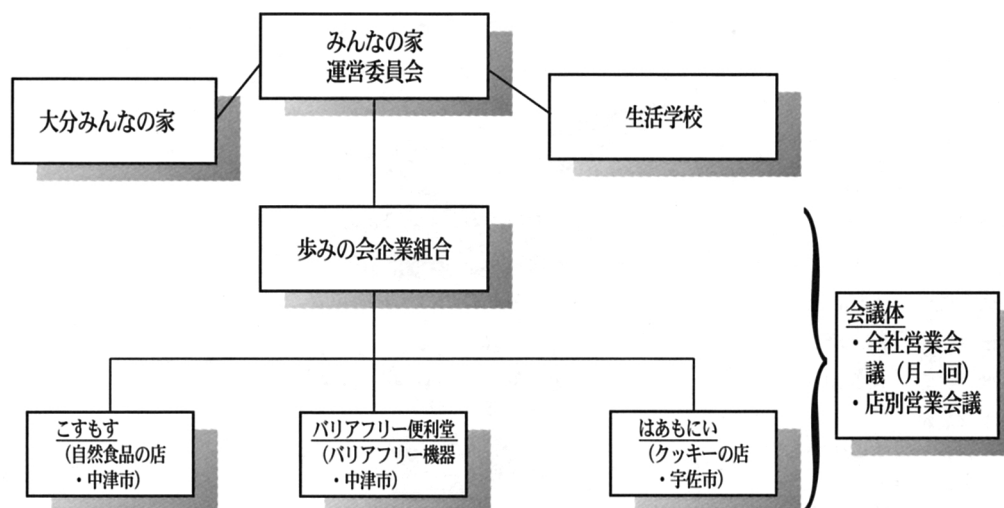
バリアフリー機器販売業
菓子類製造・販売業

障害者、その家族、支援者の13人が結束して、「自然食品」「バリアフリー機器」「クッキー等菓子類」販売の計3拠点を開設、独立採算方式で経営している

障害者が授産施設という受身的な経済社会への参加ではなく自立的に企業経営を行いたいという視点から、平成7年4月に創業のため企業組合を設立した。設立母体は大分県と福岡県に活動拠点をもち、身体にハンディキャップを持つ人を支援する「歩みの会（正会員178人）」で、組合員は会の運営にも関与しており両者の関係は緊密である。

「歩みの会」は作業所を持ち生活用品の製作と販売を行っているが、より、事業性を重視した活動を行うため、企業組合という組織を選択し別組織として立ち上げた。組合を設立した平成7年に中津市内の商店街の一角に自然食品の店「こすもす」を開設し、平成12年には介護保険制度の導入に合わせバリアフリー機器を販売する「バリアフリー機器便利屋」を開設した。また、宇佐市にクッキー等菓子類の製造販売の「はあもにい」を開設し計3カ所の拠点を持つに至った。「自然食品」の販売からスタートしたが、活動を通じて自信を持った障害者らが新たに経営参画することで、製造と販売という2つの事業分野を営むようになっていった。

営業成績では赤字を出さないことが最大の目標というように、決して満足のいく水準ではない。しかし、障害者の経済社会参画という観点からは、組合員数の増加と活動拠点の増加という点で判別できるように、十分に達成できている。企業成長を続けていくには設備投資等も必要である。これまでは自力で経営を行ってきたが、第三者の経営支援を求めていくことも今後は必要となつてこよう。



情報連絡員誌

2月分

D I (ディフュージョンインデックス) 値

D I 値は景気が上向きか下向きかを表す数値です。

D I 値 = 増加(好転)割合 - 減少(悪化)割合

D I 値 > 0 ... 景気上向き

D I 値 = 0 ... 景気横ばい

D I 値 < 0 ... 景気下向き

業界景況 / 前月比

5ポイント悪化

前年同月比の景気動向

増加・好転↑ 不変→ 減少・悪化↓

業 種	項 目	売 上 高	収 益 状 況	資 金 繰 り	業 界 景 況
製 造 業	食 料 品	↓	→	↑	↓
	繊 維 同 製 品	↓	↓	→	↓
	木 材 木 製 品	↓	↓	↓	↓
	出 版 印 刷	↓	↓	↓	↓
	化 学 ゴ ム	↑	→	→	→
	窯 業 土 石 製 品	→	→	→	→
	鉄 鋼 金 属	↓	↓	↓	↓
非 製 造 業	そ の 他	↓	↓	↓	↓
	卸 売 業	→	↓	↓	↓
	小 売 業	↓	↓	↓	↓
	商 店 街	↓	↓	↓	↓
	サ ー ビ ス 業	↓	↓	↓	↓
	建 設 業	↓	↓	↓	↓
業	運 輸 業	→	↓	↓	↓
	D I 値	- 52.5	- 55.0	- 45.0	- 70.0

(情報連絡員40名のうち回答数40名 回答率100%)

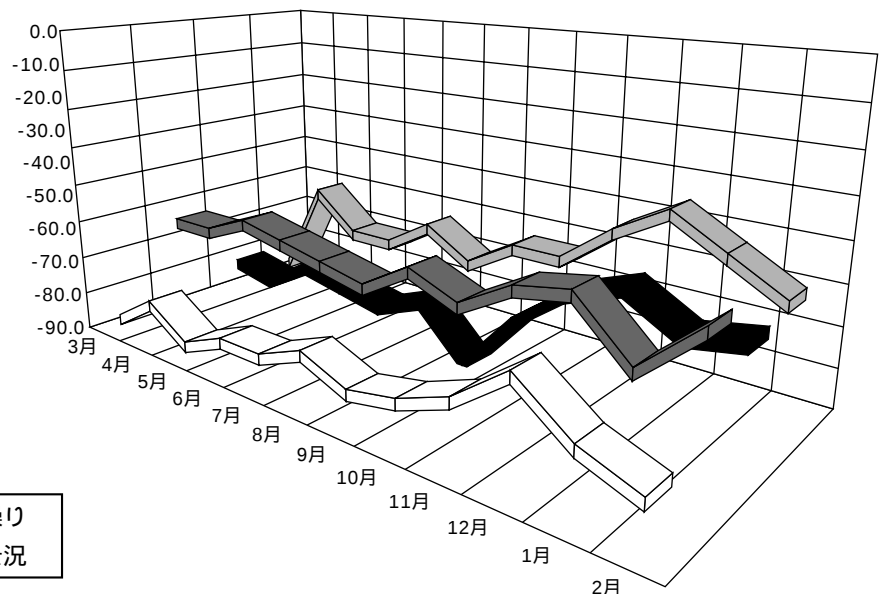
総 評

前年同月比における「業界景況」判断指数(D I 値: 景気動向指数)は、マイナス70.0ポイントであり、同1月調査と比べて5ポイント悪化した。

同1月調査と比べ、「売上高」は7.5ポイント悪化、「収益状況」は2.5ポイント改善、「資金繰り」は12.5ポイント改善した。

2月の調査では業界景況に関して、情報連絡員40名のうち、「不変」との回答は10名、「悪化」との回答は29名で、「好転」との回答は1名であった。

年間D I 値 (前年同月比) の推移



売上高 資金繰り
収益状況 業界景況

● 製造業 ●

繊維・同製品	1～2月の低温続きで繊維製品の店頭販売が不調。操業度、売上共回復していない。組合員企業の倒産1件発生(本年度累計:倒産2件、廃業3件)。(ニット)
木材・木製品	マンション等のドアに関しての受注生産に追われている業者もあり、受注は相変わらず二極分化している。(建具)
	景況が悪くなるばかりです。(建具)
	和歌山県家具産地展に向けて、準備推進中。(家具)
窯業・土石製品	地区により出荷量にバラツキがあるが、県全体としては昨年並で推移。(生コン)

● 非製造業 ●

小 売 業	売上不振が続いている。消費は美德であると言われた頃の事を懐旧し合っている。 (和歌山市)
	先月に引き続きバーゲンを引っ張っている状況で、バーゲン商品の冬物商品の在庫があまり減らずに苦戦をしている様子です。これでまた春物の商品の立ち上がりが少し遅れるのではないかと考えます。(田辺市)
サ ー ビ ス 業	東京・静岡・大阪・和歌山・宮崎の5都府県知事が、カジノ設置実現のため法整備要求書を提出し、実務者レベルの研究会を発足するとの事。関係省庁の壁は厚く可能性は極めて低いと思えるが、世界遺産と並行してカジノ構想で変化のある観光事業を打ち出してほしいものです。(旅館)
	対前年同月比で、宿泊人員(100.7%)、総売上料金(91.2%)、1人当たり消費単価(90.6%)、総宿泊料金(94.0%)、1人当たり宿泊単価(93.4%)。1～2月の宿泊人員で見ると、14年は141,069人、15年は139,242人で1,827人の減(1.3%)である。(白浜旅館)
	今月は売上等に上昇の兆しがあったが、利益率は悪かった。(田辺自動車)
運 輸 業	燃料(軽油)がイラク情勢で高くなりつつあり、3月以降で大幅アップの可能性あり。経営に大変な事態になると思われる。2月の輸送数量は対前年と同じ様な動きであった。 (和歌山市)

..... ご寄稿・イベント情報等募集しています！

イベント情報ご提供に際しては次の項目を記入していただき、FAXまたはメ-ルにてお送り下さい。

1. 組合等名
2. イベント名
3. 実施月日
4. 実施場所
5. イベント内容（簡単に）

和歌山県中小企業団体中央会 情報調査課

〒640-8566 和歌山市西汀丁26番地
和歌山県経済センタ-7階
TEL 073-431-0852
FAX 073-431-4108

Eメ-ルアドレス

info@chuokai-wakayama.or.jp

—— 火 災 共 済 ——

- ☐ より安い掛け金！
- ☐ より早い支払い！
- ☐ より簡単な手続き！

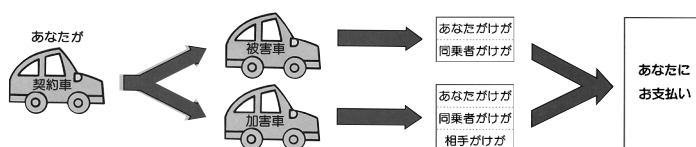


和歌山県火災共済協同組合

—— 自動車事故見舞金共済 ——

契約者を救う他に類のない共済制度です。

強制保険 } とは全く関係なく全て契約者（加
任意保険 } 害者・被害者）に支払われます。



和歌山県中小企業共済協同組合

問合先

和歌山市西汀丁26番地

TEL (073) 431-3288 (代)

中 央 会 共 済 制 度

- マキシムR（逡増定期保険）
損金で落としながら有退時の役員退職金の準備が出来ます
- 総合保障プラン
集団割引なのでどこよりも安い掛け金で、高額保障・高額医療保障
- 年金共済（拠出型企業年金保険）
高齢化社会に備え、老後生活資金が準備できます（個人年金保険料控除適用可）
- 特定退職金共済制度
大企業なみの退職金制度の確立で、優秀な人材の確保を

共済受託会社

三 井 生 命 保 険 相 互 会 社

和歌山支社 和歌山市北汀丁7番地

T E L 073-431-5231
F A X 073-423-7017